

わたくしたちの地域に 加戸・公園台地区まちづくり協議会 が誕生しました！

〈設立 平成20年10月13日〉

～思いやる交流で安全安心なまち 加戸・公園台～



発行：加戸・公園台地区まちづくり協議会

創刊号

会長あいさつ

加戸・公園台地区まちづくり協議会

会 長 山 崎 守



会長になりました山崎です。若輩者ですがよろしくお願いいたします。

私は、今年当設立準備委員会の会長を務めてまいりました。その経験を生かしてこれからも頑張っていきたいと思っています。

今、地域のまちづくりは、行政主導の「一律」「平等」のものから、地域住民と行政が連携しあいながら、地域の特性を生かしたまちづくりへと移行しています。そこで、地域を基礎に誰もが参画できる組織であることや、住民の創意工夫による自主的なまちづくり活動を実施していく必要があります。このような中で、加戸、公園台地区の特性を生かしたまちづくりをどのように進めていくかということ、まず文化などを通じた交流活動や自主防災、環境対策景観形成など、出来ることから取り組んでいきたいと考えています。

それには、各自治会長さんをはじめ、各種団体、地域住民の皆様のご支援、ご協力を賜りながら、事業を進めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

まちづくりの目標・基本方針

《加戸・公園台地区まちづくりの基本目標》

「思いやる交流で安全安心なまち 加戸・公園台」

《基本方針》

- ◎ なんでも収集、すべてを発信・連帯感を！
- ◎ 自然と共生し、健康で住みよいまちづくり
- ◎ 広げよう人と人の和、みんなが集うまちづくり
- ◎ 住民みんなが安全安心にくらせるまちづくり

『加戸・公園台地区まちづくり協議会』について

I. 設立経過は……

地域のまちづくりは、従来の全国一律、平等によるまちづくりから、地域の個性を活かした自立的・自主的なまちづくりへと移行しています。また、個人の価値観や生活様式の多様化に伴い、公共サービスに対する要求も多様化し、今までの行政による

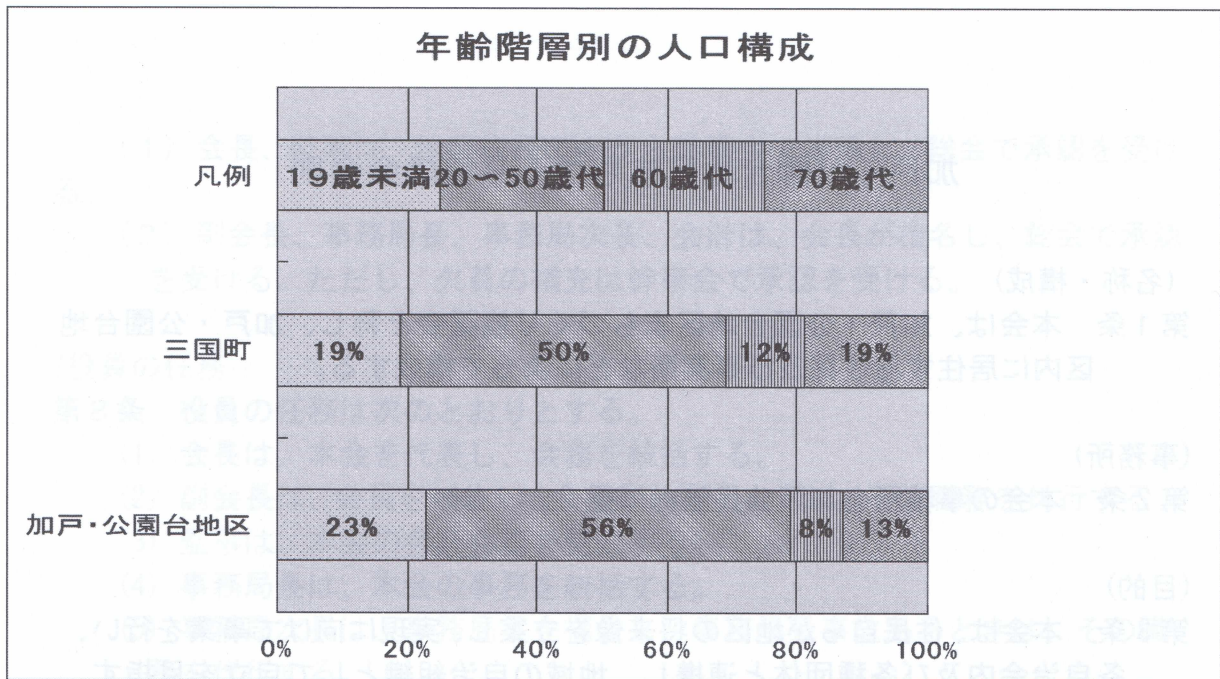
画一的な手法では限界があります。そこで、地域住民の複雑で身近な課題に対応できるきめ細やかなまちづくりを推進するため、行政運営から市民と行政の協働へ転換していく必要性が生まれ、坂井市から、公民館単位で「まちづくり協議会」の設立を目指して当地区に数年前より設立要請がなされていました。(他の旧三国地区は設立済)。

- 加戸・公園台地区自治会長打合せ会（自治会長、支所地域課、公民館）
 - ・平成19年9月22日・平成19年10月12日
- 検討会(自治会長代表者、加戸地区振興協議会、坂井市三国支所地域課、公民館)
 - ・平成19年11月2日・平成20年4月30日
- 設立準備委員会、役員会（準備委員代表、準備委員、三国支所地域課、公民館）
 - ・平成20年5月23日・5月25日・6月7日・7月12日（土）
 - ・7月22日・8月2日・8月22日・8月23日・9月15日・9月21日
 - ・9月23日・10月3日
- 地区住民各戸アンケート(1544世帯配布→287世帯回収 *回収率18.5%)
 - ・平成20年6月12日～6月25日
- 加戸・公園台地区まちづくり協議会設立総会(三国支所長、各自治会長、準備委員等)
 - ・平成20年10月13日（月）・・・満場一致で設立が承認されました

II. 地区の概況は……（平成20年4月1日現在）

- ・ 人 口 5,322人(男性 2,618人 女性 2,704人)
- ・ 世 帯 数 1,606世帯
- ・ 自 治 会 22自治会

年齢階層別の人口構成



Ⅲ. 現状と課題は……(アンケートより)

○ 地区の現状(抜粋)

- ・ 田畑や道路、公園等への不法投棄、ペットの糞、雑草の不始末
- ・ 公共交通機関の便が悪く、無い地区もあり交通弱者を守る必要がある。また、車運転マナー(路上駐車等)、通行量の増加による事故が懸念される地域。
- ・ 地域の世代を超えた交流が少ない。地域活動への若者の参加が少ない。
- ・ 災害時に対する不安をもっている住民が多い。

○ 地区の課題(抜粋)

- ・ 空き家、空地が増えていくなかで、今後、地区内の環境整備や美化に努め、住みよい、きれいなまちづくりをするうえで、住民の意識改革が必要となってくる。
- ・ 災害時に対する不安を解消するため、自主防災組織の育成とまちぐるみ、地域ぐるみの協力体制が必要となってくる。
- ・ 子どもの安全安心性という面から登下校時の見守りや下校後、休日等の遊び場の確保等、また、高齢者が安心して生活できるよう健康づくり・生きがいづくりへの取り組みも必要となってくる。
- ・ 地域または世代を超えた交流等住民みんなが参加しやすい地域活動を推進していくことが必要となってくる。
- ・ 遊休農地が増えていくなかで、今後、農地の有効活用を推進も大きな課題。

加戸・公園台地区まちづくり協議会会則

(名称・構成)

第1条 本会は、加戸・公園台地区まちづくり協議会と称し、加戸・公園台地区内に居住する住民及び事業所などによって構成する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を加戸公民館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民自らが地区の将来像を立案し、実現に向けて事業を行い、各自治会内及び各種団体と連携し、地域の自治組織として自立を目指す。また、男女が共に活動できる住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、地区の未来づくりの地区計画策定及び見直し事業を行うと共に、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 住民相互の交流及び情報交換
- (2) 生活環境の保全と緑化及び美化
- (3) 青少年育成、子育て支援
- (4) スポーツの振興と健康・福祉の増進
- (5) 地域の防災、防火、防犯
- (6) 自治会活動との連携支援
- (7) 歴史、文化の継承と賑わいの創出
- (8) その他、目的達成のため必要な事業

(会員・組織)

第5条 本会の会員は、地区住民及び地区内の事業所とする。

- 2 その他、本会が必要と認めた者とする。
- 3 本会は、総会・幹事会・専門部会を設置する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 監事 | 2名 | (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 事務局次長 | 1名 | (6) 会計 | 1名 |

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 会長、監事は、地区住民の中から幹事会で推薦し、総会で承認を受ける。

(2) 副会長、事務局長、事務局次長、会計は、会長が指名し、総会で承認を受ける。ただし、欠員の補充は幹事会で承認を受ける。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、本会の会計会務を監査する。
- (4) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
- (6) 会計は、本会の会計事務を行う。

(役員及び部会員の任期)

第9条 役員及び部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。役員及び部会員の中で欠員が生じたときには役員及び部会員の補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 総会は、自治会長、役員及び部会員により構成する。

- 2 総会は、会長の招集により毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または幹事会の請求があった場合は、会長がその都度、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は出席構成員の中から選出する。
- 4 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 地区計画の策定または見直し
 - (2) 事業計画及び事業報告の承認
 - (3) 予算及び決算の承認
 - (4) 役員承認
 - (5) 会則の改正
 - (6) その他本会に関する重要な事項
- 5 総会は委任状を含め、自治会長、役員及び部会員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(幹事会)

第11条 幹事会は、役員と各専門部会の部会長、副部会長及び自治会長会長で構成し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関すること
- (2) 事業全般の活動についての協議、審議
- (3) その他 会長が必要と認めた事項

(地区自治会長会)

第12条 加戸・公園台地区自治会長会は、本会への協力と助言を行う。

(専門部会)

第13条 専門部会は、加戸・公園台地区内の各種団体・自治会・事業所からの部会員をもって構成し、部会員の互選により部会長及び副部会長を選出する。

2 専門部会の事務局の選出は、部会長が部会員の中から指名する。

3 専門部会は部会長が招集し、事業の企画、調整、実行を行う。

4 専門部会は、次のとおりとする。

(1) 広報部会 (2) 生活環境部会 (3) 交流部会

(4) 安全安心部会 (5) その他会長が必要と認めた部会

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、市交付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の経費は、総会で決議された予算の範囲内において、幹事会の承認により、変更及び科目を越えて流用することができる。

3 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報などの公開)

第15条 本会の会議はすべて公開を原則とする。

2 会員は、随時、本会の議事録または活動記録を閲覧することができる。

3 会長は、地区住民から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が幹事会の同意を得てこれを委嘱する。

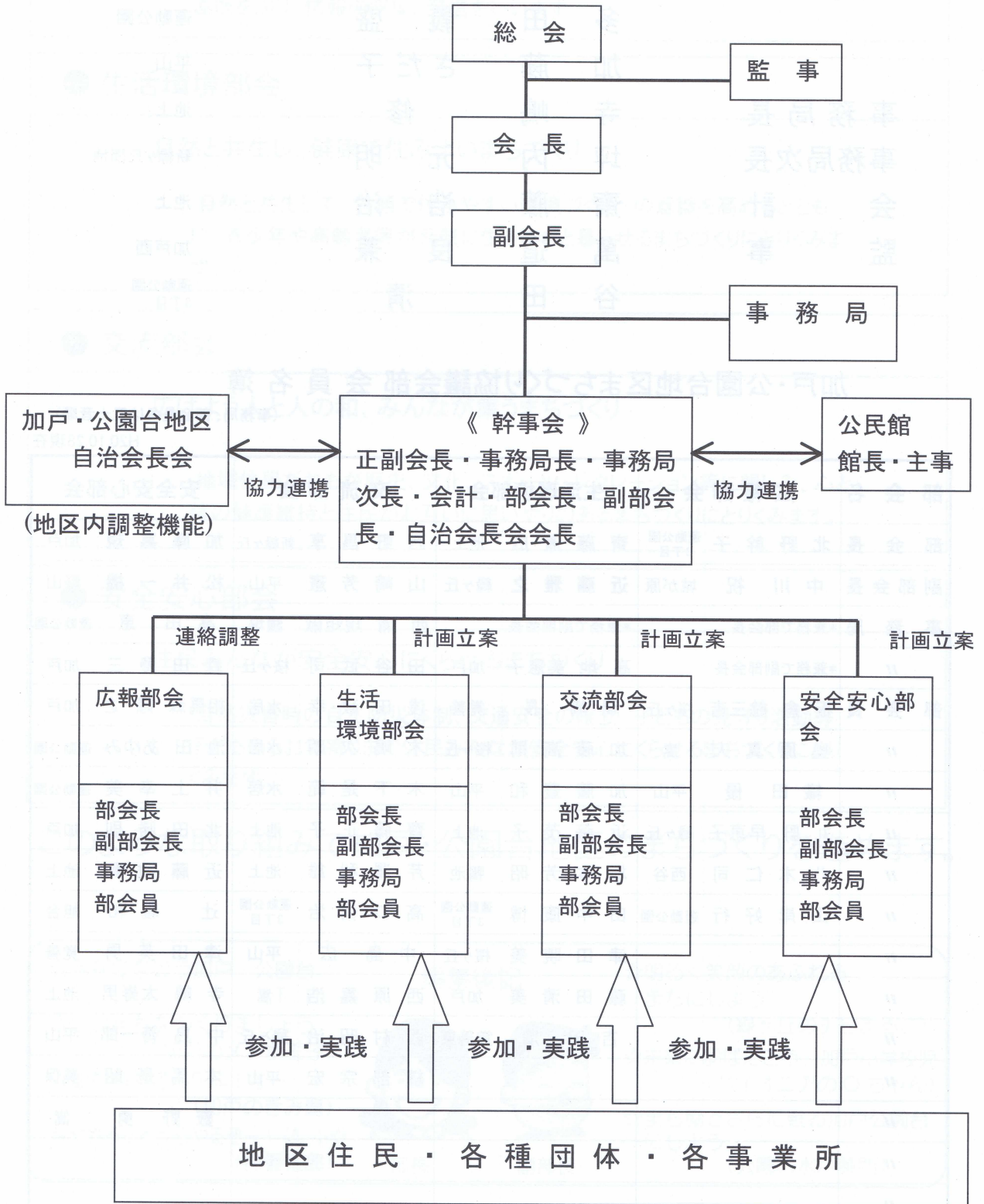
3 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の目的達成に寄与するものとする。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が幹事会に諮り、別に定める。

附則 この会則は、平成20年10月13日より施行する。

加戸・公園台地区まちづくり協議会組織図



加戸・公園台地区まちづくり協議会 役員

平成20年10月13日 付け

(敬称略)

会 長	山 崎 守	加戸東
副 会 長	横 山 重 藏	緑ヶ丘5丁目
	田 畑 克 佳	覚善
	多 田 義 盛	運動公園
	加 藤 さだ子	平山
事務局 長	寺 嶋 修	池上
事務局次長	坪 内 元 明	新緑ヶ丘団地
会 計	齋 藤 浩 治	池上
監 事	萬 道 良 兼	加戸西
	谷 田 清	運動公園 3丁目

加戸・公園台地区まちづくり協議会部 会 員 名 簿

(事務局、部会員名は五十音順)

H20.10.28現在

部 会 名	広 報 部 会		生 活 環 境 部 会		交 流 部 会		安 全 安 心 部 会	
部 会 長	北 野 幹 子	運動公園 3丁目	齊 藤 道 広	池上	西 野 昌 享	新緑ヶ丘	加 藤 嘉 規	加戸
副 部 会 長	中 川 祝	城が原	近 藤 雅 之	緑ヶ丘	山 崎 芳 憲	平山	松 井 一 機	野山
事 務 局	*兼務で部会長		*兼務で副部会長		西 浦 規 矩 倅	鐘場	高 田 恵	運動公園
〃	*兼務で副部会長		高 地 美 恵 子	加戸	田 谷 武 司	桜ヶ丘	森 田 慶 三	加戸
部 会 員	板 倉 餘 三 吉	桜ヶ丘	岡 崎 長	覚善	浅 田 政 幸	水居	相 馬 森 隆 之	加戸
〃	奥 原 真 人	嵩	加 藤 高 則	桜ヶ丘	木 嶋 次 朗	水居	池 田 あ ゆ み	運動公園
〃	織 田 優	平山	加 藤 豊 和	平山	木 下 是 範	水居	井 上 幸 美	運動公園
〃	丸 野 早 恵 子	緑ヶ丘	近 藤 茂 子	池上	齊 藤 正 子	池上	北 田 勝 則	加戸
〃	八 木 仁 司	西谷	坂 本 芳 昭	鴨池	芹 澤 利 雄	池上	近 藤 敏 和	池上
〃	山 岸 好 行	運動公園	田 中 康 博	運動公園 3丁目	高 口 信 治	運動公園 3丁目	辻 義 和	旭台
〃			津 田 暁 美	桜ヶ丘	中 島 広	平山	津 田 英 男	覚善
〃			藤 田 清 美	加戸	西 原 嘉 浩	嵩	寺 嶋 太 寿 男	池上
〃			吉 田 清	覚善東	西 村 昭 治	緑ヶ丘	中 島 善 一 郎	平山
〃					縫 部 宗 宏	平山	本 馬 是 昭	美保
〃							藪 野 勇 嵩	
〃								
〃								
〃								

加戸・公園台地区まちづくり協議会 活動方針

● 広報部会

なんでも収集、すべてを発信・連帯感を!

住みやすい魅力のあるまちづくりをめざすため、各部会の事業の調整や連携を図り、情報の収集、発信を行います。

● 生活環境部会

自然と共生し、健康で住みよいまちづくり

自然と共生して、快適で住みやすい環境づくりへの意識を高めるとともに、青少年や高齢者等が元気に生き生きと暮らせるまちづくりにとりくみます。

● 交流部会

広げよう人と人の和、みんなが集うまちづくり

地域住民だれもが歴史、文化、スポーツ、レクリエーション等に親しみ、心と体の健康維持と住民がお互いに思いやりのあるまちづくりにとりくみます。

● 安全安心部会

住民みんなが安全安心にらせるまちづくり

自然災害時の自主防災体制、交通安全の確立、子どもの見守り活動等子どもからお年寄りまで住民みんなが安全安心にらせるまちづくりにとりくみます。

このような取り組みで加戸・公園台地区のまちづくりを進めます。

☆手をつなごう加戸・公園台
(T.I)

☆いいまちをつくりましょう
(加戸のメタボ王子)

☆加戸育ちで60年!オー
(加戸のきみ磨)

☆やれることからやるぞー! (^_-)-☆
(白髪太郎)

編集後記



部長



副部長

☆明るく笑顔のあふれる
まちにしよう

(緑ヶ丘の子ビまるこ)

☆未来に羽ばたこう、加戸小学校児
(パイオニアのOちゃん)

☆まち協でさらに甦る加戸公園台
にしよう

(公園の水戸黄門)

平成20年11月27日

発行 加戸・公園台地区まちづくり協議会

編集 広報部会

坂井市三国町加戸第136号7番地7 加戸公民館内

電話・FAX 番号: 0776-82-0356

